

これまでの検討会における指摘事項に関する事実関係等について

- 「伝染性の疾患という大まかなくくり方で宿泊拒否を認めるという仕組みには無理がある。学校保健安全法施行規則は「学校において予防すべき感染症」を限定的に列挙しており、正しいあり方といえる」旨の指摘があった（日本肝臓病患者団体協議会・薬害肝炎全国原告団・全国B型肝炎訴訟原告団）。
- 学校保健安全法施行規則では、学校において予防すべき感染症の種類（第一種、第二種、第三種）が定められているが、第三種の「その他の感染症」については、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があるとされており、あらかじめ特定の疾患が定められているものではない。

○学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
 - 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

- 災害時、「予約者の全てに連絡がつかず、一組でも確認が取れなければ、来るかもしれない旅行者のために従業員を出勤させなければならない」旨の指摘があった（一般社団法人日本旅館協会）。
- 災害時、宿泊施設に物的被害が生じたり、従業員が出勤できない等の場合は、旅館業法第5条第3号の「宿泊施設に余裕がないとき」に当たると考えている。